

# 熊本市消防水利規程

平成27年 3月27日  
消防局訓令第 7 号

改正 平成28年3月31日消防局訓令第20号  
令和2年3月31日消防局訓令第 5 号  
令和3年3月31日消防局訓令第 4 号  
令和6年3月28日消防局訓令第11号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 水利の整備及び維持管理（第7条—第17条）
- 第3章 水利施設等の施工及び検査（第18条—第24条）
- 第4章 水利調査及び水利情報管理（第25条—第31条）
- 第5章 補則（第32条—第35条）

## 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。以下同じ。）第20条及び第21条に規定する消防水利の整備、維持、管理等（以下「水利整備等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水利 法第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたもの（以下「指定水利」という。）をいう。
- (2) 水利施設等 前号に規定する水利及びこれに付随して設ける設備（以下「付帯設備」という。）の総称をいう。
- (3) 防火水槽等 第3条第1項第3号に規定する水利及び飲料水兼用の耐震性貯水槽をいう。  
(令3消訓令4・一部改正)  
(水利の分類及び種別)

第3条 水利の分類及び種別は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 公設消火栓 市町村長が設置し、維持し及び管理する消火栓をいう。
- (2) 私設消火栓 前号以外の消火栓をいう。
- (3) 公設防火水槽 市町村長が維持管理する防火水槽をいう。
- (4) 私設防火水槽 前号以外の防火水槽をいう。
- (5) その他の水利 プールや河川等の消防用として取水できる水利をいう。  
(水利の要件)

第4条 水利の要件は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号。以下「水利基準」という。）第3条及び第6条に定めるもののほか、次に掲げるものとする。ただし、付近の水利状況等を考慮し、消防局長（以下「局長」という。）又は消防署長（以下「署長」という。）が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 水質は、人体に影響を及ぼすおそれのある物質や汚水等が混入しているものでないこと。
- (2) 常時使用可能な状態であること。  
(水利施設等の設置基準)

第5条 消火栓（第3条第1号及び第2号をいう。以下同じ。）を除く水利施設等の設置に関する基準は、別記1によるものとする。

#### (局長等の責務)

第6条 局長は、熊本市域全体の水利整備等の推進に係る基本方針を定め、水利関係事務を統括するものとする。  
2 署長は、管轄区域内の水利施設等の保全に努めるとともに、水利整備等の推進に必要な調整を行うものとす

る。

## 第2章 水利の整備及び維持管理

### (水利整備の基本)

第7条 水利は、水利基準第4条の規定を基本とし、熊本市消防局警防規程（平成26年消防局訓令第5号。以下「警防規程」という。）第43条第1項に定める区域等を考慮し、効果・効率的な火災防御活動に資するよう整備するものとする。

2 消防局警防部警防課長（以下「警防課長」という。）は、整備された水利を適正に維持するため、管理計画について別に定めるものとする。

（令6消訓令11・一部改正）

### (消火栓設置協議)

第8条 署長は、熊本市上下水道事業管理者（以下「水道事業管理者」という。）による上水道配水管工事にして積極的な情報収集に努め、協議（以下「消火栓設置協議」という。）を行うことで、管轄区域内における有効かつ適正な消火栓の設置を推進するものとする。

### (消火栓の設置依頼)

第9条 署長は、消火栓設置協議によらず、管轄区域内において消防活動上消火栓の設置が必要であると認める場合は、様式第1号により警防課長に依頼するものとする。

2 警防課長は、前項の依頼を受けたときは、内容を審査し、水道事業管理者と協議するものとする。

（平28消訓令20・令6消訓令11・一部改正）

### (防火水槽の設置の推進)

第10条 局長は、水利が消火栓のみに偏ることのないよう、計画的な防火水槽（第3条第3号及び第4号をいう。以下同じ。）の設置を推進するものとする。

### (積極的な水利施設等の整備)

第11条 局長又は署長は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条ただし書きの規定により開発許可が免除されている開発行為において、当該関係者と協議し積極的な水利の整備に努めるものとする。

### (水利の指定手続)

第12条 局長又は署長は、水利を指定する場合は、その所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）と水利施設等の管理その他必要な事項について協議を行い、所有者等から様式第2号により承諾を得なければならない。

2 局長又は署長は、前項の協議内容に変更が生じる場合は、再度協議を行い、承諾を得なければならない。

### (指定水利の変更等の届出)

第13条 所有者等は、前条の指定水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする場合は、局長又は署長に様式第3号により届け出るものとする。

（令6消訓令11・一部改正）

### (指定水利の解除)

第14条 局長又は署長は、指定水利について、所有者等から指定解除の申し出があったとき又は当該指定水利が機能を失したと認めるときは、所有者等に指定を解除する旨を様式第4号により通知するものとする。

（令6消訓令11・一部改正）

### (指定水利に関する通知)

第15条 署長は、第12条第1項の規定に基づき水利の指定がなされたとき又は前条に規定する指定水利の解除がなされたときは様式第5号により、局長に遅滞なく報告するものとする。

（令6消訓令11・一部改正）

### (防火水槽等の維持管理)

第16条 署長は、局長が管理する防火水槽の維持管理に努めなければならない。ただし、飲料水兼用の耐震性貯水槽の維持管理については、警防課長が行うものとする。

2 署長は、前項以外の防火水槽の維持管理に関して、当該防火水槽の所有者等に必要な処置を講じるよう指導するものとする。

（令3消訓令4・一部改正）

### (契約防火水槽の管理)

第17条 局長又は署長は、契約防火水槽の契約書等を保管し管理するものとする。

2 局長又は署長は、契約期間を把握し、期間が満了となるまでに土地の所有者等と協議を行うものとする。

### 第3章 水利施設等の施工及び検査

#### (水利施設等の施工の基本)

第18条 局長又は署長は、水利施設等の新設、取替え、修理、撤去等（以下「施工」という。）を行う場合は、公正かつ厳正に執行しなければならない。

#### (消火栓の施工)

第19条 消火栓の施工は、消火栓設置協議に基づくものとし、常に上下水道局関係部署との情報の共有を図るものとする。

#### (防火水槽等の施工)

第20条 防火水槽等の施工は、工程、期間等を考慮し、関係する機関と十分協議のうえ行うものとする。

（令3消訓令4・一部改正）

#### (防火水槽の検査)

第21条 局長又は署長は、防火水槽本体及び付帯設備の施工状況について、防火水槽を設置しようとする者又はその関係者（以下「施工者」という。）の立会いのもと、施工過程に応じて次に掲げる検査を実施し、その結果を様式第6号により管理するものとする。

（1）中間検査 防火水槽本体施工中、完成後では確認できない部分を事前に確認するため、適時実施する検査をいう。

（2）完成検査 防火水槽本体及び付帯設備の工事完了後に実施する検査をいう。

2 中間検査及び完成検査は、設計図、構造図等の図書との適合について検査するものとし、その要領は、別記2によるものとする。ただし、前各号に相当する検査が、国又は地方公共団体等の公的機関により実施され、これに適合していた場合は、検査に適合したものとみなし、当該検査を省略することができる。

3 施工者は、防火水槽の工事が完了したときは、様式第7号により警防課長又は署長に報告し、完成検査を受けるものとする。この場合において、漏水検査については、立会わぬことができる。

（平28消訓令20・一部改正）

#### (指定水利の施工及び検査)

第22条 指定水利に係る施工については、第4条及び第5条の規定並びに消防活動時の安全対策等を考慮した適正な施工を行うものとする。

2 局長又は署長は、指定水利の施工に関し、設計図、構造図等の図書との適合について検査を行うものとする。

（令6消訓令11・一部改正）

#### (水利施設等の修理手続)

第23条 署長は、消火栓設置協議により設置した水利施設等の不具合を確認した場合は、様式第8号により水道事業管理者に修理を依頼するものとする。ただし、緊急に処置を要する場合は、この限りでない。

2 署長は、水利施設等の修理が必要と認められる場合は、様式第9号により警防課長に通知するとともに、対応を協議するものとする。

（平28消訓令20・一部改正）

#### (水利施設等の施工に関する通知)

第24条 署長は、防火水槽及び指定水利に係る施工が行われたときは、様式第10号により局長に遅滞なく、報告するものとする。

### 第4章 水利調査及び水利情報管理

#### (水利の把握)

第25条 署長は、警防規程第42条第1項の規定により、次に掲げる水利について把握するものとする。

- （1）消火栓
  - （2）防火水槽
  - （3）指定水利
  - （4）その他局長又は署長が必要と認めるもの
- （担当区域）

第26条 水利調査の担当区域は、消防署又は出張所（以下「署所」という。）の受持区域とし、当該調査は、警防隊が行い、管内全域の水利の把握に努めるものとする。

2 署所における水利調査の統括は、各消防署警防課長が行うものとする。

（令6消訓令11・一部改正）

#### (水利調査の区分)

第27条 水利調査の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める調査とする。

- (1) 竣工調査 消火栓の新設又は取替えが行われた直後に実施する調査をいう。
- (2) 定期調査 調査担当区域の全ての水利を対象として実施する調査をいう。
- (3) 特別調査 局長又は署長が必要と認めたときに実施する調査をいう。この場合において、調査の範囲、重点項目等について、局長が方針を定め、署長に通知するものとする。

(調査の基本事項及び注意事項)

第28条 水利調査の基本事項及び調査実施時の注意事項については、別記3による。

(定期調査の報告)

第29条 担当隊は、月ごとの調査結果を取りまとめ、様式第11号により署長に報告するものとする。

2 署長は、年度ごとの水利調査結果を取りまとめ、翌年度の4月15日までに様式第12号により局長に報告するものとする。この場合において、年度ごとに局長が定めた方針により、調査報告の様式が別に指定されていた場合は、これと併せて報告するものとする。

(令6消訓令11・一部改正)

(竣工調査の実施及び報告)

第30条 局長は、水道事業管理者から送付された消火栓の新設又は取替えに係る関係図面等を受領したときは、担当する署長に送付するものとする。

2 署長は、前項の送付を受けたときは、速やかに竣工調査を実施し、その結果を様式第13号により局長に報告するものとする。

(水利情報の管理)

第31条 署長及び警防課長は、水利に関する必要な情報について適宜記録し、適正に管理するものとする。

(平28消訓令20・一部改正)

第5章 補則

(水利の情報の伝達)

第32条 署長は、水利調査等により水利が使用できない事実を知り得たときは、様式第14号に必要事項を記載し、速やかに局長に報告するとともに、関係する署所に通知するものとする。

(水量報告)

第33条 署長は、火災等で使用した水利の水量を月ごとに取りまとめ、翌月の7日までに様式第15号により局長に報告するものとする。

2 局長は、前項に規定する報告を取りまとめ、水道事業管理者に毎月10日までに様式第16号により情報提供するものとする。

(私設水利使用水量の証明)

第34条 署長は、火災等で私設の水利又は消火用として給水した水を使用した場合において、その費用等を補償する必要があるときは、様式第17号により局長に報告するものとする。

2 局長は、前項に規定する報告を受けたときは、水道事業管理者に様式第18号により報告するものとする。

(委任)

第35条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日消防局訓令第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日消防局訓令第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日消防局訓令第11号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

発第 号  
年 月 日

警防課長 様

消防署長

消火栓の増設要望について（依頼）

のことについて、下記のとおり別紙書類を添付のうえ、消火栓の増設を要望します。

記

管内署所	場 所	住宅地図 番号	上水道 管理図	理 由

※ 消火栓の増設要望箇所を住宅地図及び上水道配管図に赤丸で記し、添付すること。

担当者

指定消防水利承諾書

下記の場所（施設）を消防水利として指定することを承諾します。

記

所在地

水利の種別

容量

協議事項

備考

年　　月　　日

熊本市消防局長 様

所有者　　住所  
(管理者)  
　　　　　　氏名

上記の施設が変更・撤去又は使用不能の状態になるときは、あらかじめ御連絡ください。

指定消防水利の（変更・撤去・使用不能）届出書

年　月　日

熊本市消防局長 様

届出者 住所

氏名 法人にあつては  
名称及び代表者  
氏名

所在地	
水利の種別	
期間	
理由	

指定消防水利解除通知書

発第 号  
年 月 日

所有者 氏名  
(管理者) 様

消防局長

下記の指定水利については、 年 月 日をもって指定消防水利を解除いたします。  
永年にわたり消防行政に対し格別なる御理解、御協力を賜り衷心より厚く御礼申し上げます。

記

所在地

水利の種別

容量

備考

発第 号  
年 月 日

消防局長様

消防署長

指定消防水利の（指定・解除）について（報告）

このことについて、下記のとおり（指定・解除）したので報告します。

記

1 指定水利の位置

2 水利の種別

3 所有者

住所

氏名

4 備考

消防署  
担当  
電話

## 防火水槽検査記録簿

1 所在地

2 型式、構造、容量等

3 検査

検査名	検査（確認）日	検査（確認）結果	確認印
中間検査	年　月　日		
(満水確認)	年　月　日		
完成検査	漏水検査	年　月　日	
	防火水槽本体及び付帯設備検査	年　月　日	

4 備考

年　月　日  
様

住所

氏名

### 防火水槽設置報告書

防火水槽本体工事が、下記のとおり終了しましたので検査をお願いします。

記

所在地 (地番表示)	
工事施工者	
工事完了日	年　月　日
防火水槽 容　量	m <sup>3</sup>
構造、容量等	
備　考	

（注1）工事における工程写真を添付すること。

（注2）水利標識、補給水管、立入禁止柵等についても設置しておくこと。

発第 号  
年 月 日

上下水道局 様

消防局

消火栓の修理について（依頼）

このことについて、下記のとおり使用上の支障が確認されましたので修理くださるようお願いいたします。

記

1 消火栓の位置

2 消火栓番号

3 修理を必要とする理由

4 備考

消防署
担当
電話

発第 号  
年 月 日

警防課長 様

消防署長

消防水利の不具合について（通知）

のことについて、下記の消防水利に不具合を確認しましたので通知します。

記

水利の種別	場所（目標物等）	住宅地図番号	備考（状況等）

様式第10号（第24条関係）

発第 号  
年 月 日

消防局長 様

消防署長

消防水利の竣工について（通知）

このことについて、下記のとおり施工したので報告します。

記

所在地 (目標物等)	
水利の種別	
区分	
管理	
施工日	
備考	

※ 区分欄は、施工の区分を記入すること。

様式第11号(第29条関係)

発第 号  
年 月 日

消防署長 様

## 消防水利調査報告書

報告者 :

調査日 : 年 月

水利種別	調査 総数	竣工 調査数	定期 調査数	特別 調査数	修理を要 する数	備考
消火栓						
防火水槽						
指定水利						
その他						

【調査概要】

※ 消火栓においては、竣工調査数と定期調査数の和が調査総数となること。

※ 竣工調査と定期調査ともに実施した場合は、竣工調査で計上すること。

※ 修理を要する数とは、破損、漏水等により修理を必要とするものの数をいう。

発第 号  
年 月 日

消防局長様

消防署長

## 消防水利調査結果報告書（報告）

のことについて、 年度中に実施した消防水利調査結果を下記のとおり報告します。

記

水利種別	調査 総数	竣工 調査数	定期 調査数	特別 調査数	修理を要 する数	備考
消火栓						
防火水槽						
指定水利						
その他						
【備考】						

※ 消火栓においては、竣工調査数と定期調査数の和が調査総数となること。

※ 修理をする数とは、破損、漏水等により修理を必要とするものの数をいう。

### 様式第13号（第30条関係）

年 月 日

消防局長 様

消防署長

## 消火栓の竣工調査について（報告）

年 月 日受付分の消火栓の竣工報告について、調査結果を次のとおり報告します。

## 消火栓竣工調查結果報告書

※ 区分欄には、新設 取替を記入してください。

年　月　日

消防水利の使用不能について

- 1 場 所
- 2 期 間
- 3 住宅地図番号
- 4 （消火栓番号）
- 5 備 考

地図貼り付け

担当

様式第15号(第33条関係)

発第 号  
年 月 日

消防局長 様

消防署長

## 消防使用水量について（報告）

このことについて、 年 月中の使用水量を下記のとおり報告します。

記

※ 上水道から取水した水量について記入すること（メーターが設置されているものを除く。）。

※ 「火災等」は、火災、警戒、市民の声等の災害現場で使用した水量を記入すること。ただし、防火水槽の補給水管から取水したもののは、「防火水槽」に記入すること。

※ 「訓練」は、消防訓練、水利調査等で使用した消火栓の水量を記入すること。

### 様式第16号(第33条関係)

発第 号  
年 月 日

## 熊本市上下水道事業管理者 様

消防局長

## 消防使用水量について（報告）

このことについて、 年 月中の使用水量を下記のとおり報告します。

記

※ 上水道から取水した水量について記入すること（メーターが設置されているものを除く。）。

※ 「火災等」は、火災、警戒、市民の声等の災害現場で使用した水量を記入すること。ただし、防火水槽の補給水管から取水したもののは、「防火水槽」に記入すること。

※ 「訓練」は、消防訓練、水利調査等で使用した消火栓の水量を記入すること。

発第 号  
年 月 日

消防局長様

消防署長

火災等に伴う私設消防水利等の使用について（報告）

このことについて、下記の私設消防水利等（消防の用に供しない水利含む。）を、火災等により使用したので報告します。

記

災害の名称	
災害が発生した場所	
所在地	
種別	
所有者の 住所・氏名・連絡先	
水栓番号 (ある場合のみ記入)	
使用年月日	
使用水量	
備考	

発第 号  
年 月 日

熊本市上下水道事業管理者 様

熊本市消防局長

火災等に伴う私設消防水利等の使用について（報告）

このことについて、下記の私設消防水利等（消防の用に供しない水利を含む。）を火災等により使用したので報告します。

記

災害の名称	
災害が発生した場所	
所在地	
種別	
所有者の 住所・氏名・連絡先	
水栓番号 (ある場合のみ記入)	
使用年月日	
使用水量	
根拠法令等	水道法第24条第3項 消火栓の設置及び維持管理等に関する協定書第9条
備考	

熊本市消防局消防水利施設等の設置に関する基準

第1 防火水槽の設置基準

1 防火水槽の施工工程による区分

防火水槽は、施工工程により次のとおり区分される。

(1) 二次製品防火水槽

工場において生産された部材を使用して建設された防火水槽をいい、次のとおり分類される。

ア 認定品

JIS規格JISQ17065（ISO/IEC17065）に定める要求事項に基づき二次製品防火水槽等の認証業務を行う第三者機関の認証を受けたもの

イ 認定品外

アに掲げる認定品と同等以上の性能を有するもの

(2) 現場打ち防火水槽

コンクリートを打設して設置される鉄筋コンクリート製の防火水槽で、二次製品防火水槽と同等以上の性能を有するもの

ア 地中はり防火水槽

現場打ち防火水槽のうち、建築物の基礎構造部と一体で設置されるもの

2 防火水槽の設置場所による分類

防火水槽は、設置場所により次のとおり分類される。

(1) I型

自動車等の進入がない場所に設置するもので、10キロニュートン毎平方メートルの上積荷重に耐えられるもの

(2) II型

I型以外のものをいい、設置場所の状況に応じた自動車荷重（T-14からT-25荷重）に、それぞれ耐えられるもの

3 防火水槽の施工方法

防火水槽の施工方法は次による。

(1) 消防ポンプ自動車が容易に接近し、取水できる位置に設置すること。

(2) 法面又は擁壁等を避け、公道に面した位置に設置すること。

(3) 地下式又は半地下式とし、一層式で有蓋のこと。

(4) 地下式の場合は、本体上（地中はり防火水槽を除く。）及び吸管投入孔の周囲1メートルには他の工作物を設置しないこと。また、本体上をアスファルト舗装する場合は、オレンジ色（又は黄色）によりゼブラ表示をすること（立入禁止柵が設置されている場合を除く。）。

(5) 防火水槽の躯体壁の外面から、維持管理のための敷地を0.3メートル以上確保すること。

(6) 防火水槽専用地（本体を除く。）は、上部を厚み5センチメートル以上のコンクリートで施工すること。

(7) 防火水槽の周りは、雨水等が溜まらないよう水勾配を設けること。

(8) 上載荷重、自重及び土かぶり荷重、土圧、地下水圧、内水圧及び浮力に対する強度を有し耐久性があること。

(9) 堀削1メートル未溝で涌水が生じる土地又は土質が軟弱等である土地については、涌水対策、くい打ち工事等の土質対策を行うこと。

(10) 粒石等により、必要な基礎固めをすること。

(11) 内部仕上げを、防水モルタル又は無機質系塗布防水とすること。

(12) 防火水槽底の深さは、底設ピットの部分を除き、地表面から4.5メートル以内であること。

(13) 付帯設備は、防火水槽専用地又はその付近に設けること。

(14) 消防ポンプ自動車の吸水口から底設ピットまでの距離が7メートル以内であること。

(15) 吸管投入孔は、次により設けること。

ア 頂版部に吸管投入孔を1個又は2個設けるものとし、防火水槽本体の強度を損なわない位置であること。

- イ 丸型として、直径600ミリメートル以上であること。
- ウ 吸管投入孔の高さは、地盤面から1メートル以内とすること。
- エ 吸管投入孔には、吸管投入孔蓋及び吸管投入孔を受ける口環を設けるものとし、口環には人の転落防止器具を取り付けること。
- オ 吸管投入孔蓋及び吸管投入孔を受ける口環の材質は鋳鉄製とし、設置場所に応じた荷重（I型にあってはT-2以上、II型にあってはT-14からT-25荷重）に耐えられる強度を有するものであること。
- カ 吸管投入孔蓋の周囲200ミリメートルは、原則としてコンクリート仕上げとすること。

(16) 底設ピットは、次により設けること。

- ア 十分な強度を有し、かつ、水密性が確保されるものであること。
- イ 吸管投入孔の直下に設けること。
- ウ 一辺の長さ又は直径が600ミリメートル以上で、かつ、深さが500ミリメートル以上であること。
- エ 防火水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造であること。

(17) 地中はり防火水槽の施工方法は、(1)から(16)によるものほか次による。

- ア 防火水槽内には、給水管、排水管、ガス管、電気配管その他これらに類する配管を通さないこと。
- イ 防火水槽内には、原則として区画を設けないこと。ただし、構造上区画を設ける必要がある場合は、別図1のとおり硬質塩化ビニール管等を使用し、各区画に通気口、通水口及び人通り口を次により設けること。
  - (ア) 通気口は、直径100ミリメートル以上とし、はりの上部に2ヶ所（貯水量が100立方メートル以上の場合は、4ヶ所）以上設けること。
  - (イ) 通水口は、直径150ミリメートル以上とし、はりの下部に2ヶ所（貯水量が100立方メートル以上の場合は4ヶ所）以上、底版に接するように設けること。
  - (ウ) 人通り口は、直径600ミリメートル以上とし、その下端部が底版から300ミリメートル以下となるように設けること。ただし、構造上設置することが困難であり、各区画が点検できるよう点検口を設ける場合は、この限りではない。
- ウ 点検口は、直径600ミリメートルの円が内接できる大きさとし、点検に支障のない位置に設置すること。また、点検口に設ける蓋は原則として防水型とし、必要な強度を有し、容易に開放できない構造とすること。
- エ 内部仕上げは、全面防水処置するものとし、上階が居室等の場合は必要に応じて頂版に防湿処置をすること。
- オ 外部への通気管を、次により設けること。
  - (ア) 口径は100ミリメートル以上とすること。ただし、貯水量が100立方メートル以上の場合は、口径が150ミリメートル以上とすること。
  - (イ) 先端は180度曲げるとともに、異物の混入を防止するための網を設けること。
  - (ウ) 立上げ高さは原則として2メートルとする。
  - (エ) 材質は、JIS G 3442、G 3452若しくはG 3454に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。
  - (オ) 腐食を防止するため、必要な措置を施すこと。
- カ 防火水槽内には、吸管投入孔及び点検口から確認できる壁面に充水の最高限度及び最低限度の充水位置を樹脂系の黄色ペイントで表示すること。
- キ 防火水槽の貯水量は、底設ピット及び連結立管を含む吸管投入孔の容量を除いた本体容量を算定すること。

4 耐震性貯水槽及び防火水槽（林野分）の規格

この基準によるものほか、耐震性貯水槽及び防火水槽（林野分）の規格は、消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年消防消第69号。）第4条第1項から第3項の規定に適合するものであること。

5 付帯設備

防火水槽には、設置に応じ次の付帯設備を設けること。

(1) 標識

防火水槽の標識は、別図2による。

- (2) 立入禁止柵  
防火水槽本体の周囲には地表面からの高さ1.8メートル以上の柵で囲み、1.2メートル以上の内開きドア又は車両止め（消防ポンプ自動車が部署する部分に限る。）を設けること。
- (3) 補給水管  
補給水管の施工方法は次による。
  - ア 上水道への逆流防止のため、防火水槽本体への落とし込み式とし、本体との間に10～20ミリメートル以上の間隔を有すること。
  - イ 水損を防止するための漏斗型受け皿及び異物等の混入を防止するための網を設けること。
  - ウ 防火水槽への補給用のバルブ（放水弁）を地盤面から500ミリメートル以内に設けること。
  - エ 十分な強度を有し、凍結防止及び破損防止を施すこと。
- (4) 水中はしご  
吸管投入孔には、点検管理のための耐食性を有する点検用はしごを防火水槽の底部まで到達できるように設けること。

## 第2 採水装置の基準

消防ポンプ自動車が直接取水することが困難な場合は、別図3のとおり採水装置（採水口及び導水管により構成される装置をいう。）を設けること。

- 1 採水口の施工方法は次による。
  - (1) 消防用吸管が容易に結合できる位置に設けること。
  - (2) 取付け高さは、地盤面から結合部の中心まで0.5メートル以上1メートル以下とすること。
  - (3) 結合部は、呼び径75ミリメートルのめねじとし、材質は、消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年1月29日自治省令第3号）第7条の規定に準ずるものであること。
  - (4) 覆冠を設け面板等に「採水口、消防隊専用」及び水量を明示するために「○○m<sup>3</sup>」と表示すること。
- 2 導水管の施工方法は次による。
  - (1) 口径100ミリメートル以上の単独配管とすること。
  - (2) 每分1立方メートル以上の取水が可能であること。
  - (3) 吸水口は、底設ピット床面より20センチメートル程度離すとともに、複数設ける場合は、一辺の長さ又は直径が1メートル以上とし、吸水口相互間を50センチメートル以上離すこと。
  - (4) 材質は、JISG3442、G3452若しくはG3454に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。
  - (5) 配管には、必要に応じ耐震措置を施すこと。
  - (6) 導水管の支持金具、吊り金具等は、管自重、液体重量等に十分耐えるものを使用すること。
  - (7) 内部は、内面からの腐食を防止するための措置を講じること。
  - (8) 架空部分は、外面の腐食を防止するための塗色とすること。
  - (9) 埋設部分は、外面の腐食を防止するため、防食テープ等により措置すること。
- 3 上記1及び2によるもののほか、プールに導水装置を設ける場合は次による。
  - (1) 原則として、2口以上設けるとともに、それぞれから毎分1立方メートル以上の取水が可能であること。
  - (2) 2口以上の導水管を設ける場合は、配水管相互間はそれぞれ50センチメートル以上離すこと。
  - (3) 導水管のプール側取付部及び採水口部には、それぞれバルブを設けること。ただし、プール側の取付部については、プールの管理上支障なければ設置しないこと。
  - (4) 採水口側のバルブは吸水作業時に、容易に開閉できる位置に設置すること。
  - (5) 導水管のプール側バルブは常時開とする。
  - (6) 導水管の採水口側バルブは常時閉とする。

## 第3 指定水利の標識の基準

指定水利の標識は、別図4による。

## 熊本市消防局防火水槽検査要領

### 1 中間検査

#### ア 二次製品防火水槽（コンクリート製）の検査事項

- (ア) 床掘検査（床付け深さの確認）
- (イ) 基礎コンクリート検査（基礎コンクリート厚確認）
- (ウ) 水槽外部及び内部寸法確認
- (エ) 型式番号等の確認
- (オ) 転落防止柵及び水中はしご等の設置確認
- (カ) 水槽内部の防水処理状況確認
- (キ) 緊張箇所等におけるモルタル補修状況の確認

#### イ 現場打ち防火水槽（コンクリート製）の検査事項

- (ア) 床堀検査（床付け深さの確認）
- (イ) 基礎コンクリート検査（基礎コンクリート厚確認）
- (ウ) 水槽外部及び内部寸法確認
- (エ) コンクリート躯体の不良箇所の有無確認
- (オ) セパレータ穴のモルタル充填確認
- (カ) 転落防止柵及び水中はしご等の設置状況確認
- (キ) 水槽内部の防水処理状況確認

#### ウ 二次製品防火水槽（鋼製及びFRP製）の検査事項

- (ア) 床堀検査（床付け深さの状況）
- (イ) 基礎コンクリート検査（基礎コンクリート厚確認）
- (ウ) 水槽外部及び内部寸法確認
- (エ) 溶接部の接合状況確認
- (オ) ボルトの締め付け状況確認
- (カ) 外周部の塗膜厚の確認
- (キ) 転落防止柵及び水中はしご等の設置状況確認
- (ク) 水槽内部の防水処理状況確認

#### エ 検査時の指導事項

- (ア) 防火水槽内は、送風機等で十分に換気しておくこと。
- (イ) 検査に必要な巻尺、リボンテープ及び開閉器等の機材を準備しておくこと。
- (ウ) 二次製品防火水槽（コンクリート製）の検査の場合、緊張状況及び緊張力の数値が読み取れる管理写真を準備しておくこと。

#### オ 検査終了後の指導事項

- (ア) 検査時に手直し等があった場合は、当該施工完了後、消防局へ報告すること。
- (イ) 検査終了後または当該検査における手直し完了確認後、水槽内を満水にし、直後に水質および水位等を消防局職員立会のもと確認（満水確認）する。
- (ウ) 給水する水は、汚濁の無いものを使用し、上水道にて給水する場合は、安全対策及び付近の上水道における水質汚濁等に配慮すること。

### 2 完成検査

#### (1) 防火水槽本体及び付帯設備検査

##### ア 検査事項

防火水槽本体および付帯設備の施工状況と各種設計図書との適合確認

##### イ 検査時の指導事項

- (ア) 検査に必要な巻尺、リボンテープ及び開閉器等の機材を準備しておくこと。
- (イ) 補給水管を設置する場合、施工により生じた鉄筋の錆び止め加工状況を確認するため、管理写真を準備しておくこと。

(2) 漏水検査

ア 検査事項

防火水槽本体からの漏水の有無確認

イ 検査方法

(ア) 水質及び事前にマーキングした位置との誤差を確認する。

(イ) 水位が、マーキング位置から極端な下がりがなければ、漏水がないものと判定する。

ウ 検査時の指導事項

(ア) 漏水検査は、原則、完成検査と同日に行うものとする。

(イ) 満水確認から漏水検査の終了までは、最低2週間の期間を設けることとする。この為、検査日程について、工期等を十分考慮したスケジュール調整を行うこと。

(ウ) 満水から漏水検査終了までの間は、給水、または雨水等の流入がないよう十分配慮すること。なお、漏水検査時に水位の増加が認められた場合は、その時点から約1週間後に再検査を行う。

### 別記3（第28条関係）

#### 消防水利調査基本事項及び注意事項

##### 1 調査事項

###### (1) 消防水利調査の共通事項

- ア 所在・目標等の確認について
- イ 消防車両の部署の可否について
- ウ 付近障害物等について
- エ 使用上の支障について
- オ 施設の安全性について

###### (2) 消火栓

- ア 枠内の土砂又は塵埃等の埋設について
- イ 蓋・枠の破損又は埋没等について
- ウ 通水状態について
- エ 漏水について
- オ その他必要事項について

###### (3) 防火水槽

- ア 蓋の開閉状況について
- イ 付帯設備（柵、補給水管、水利標識、採水設備等）について
- ウ 水量及び水質（色、臭気、浮遊物、不法投棄物等）について
- エ 当該用地内の草木等について
- オ その他必要な事項について

###### (4) 指定水利

- ア 水量及び水質について
- イ 水利標識について
- ウ その他必要な事項について

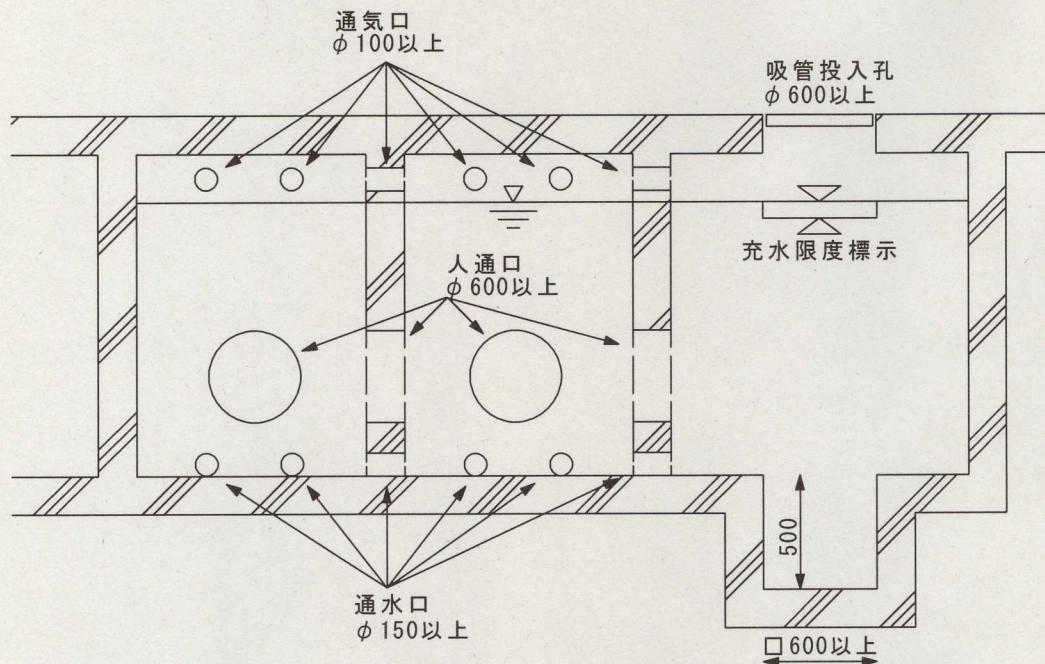
##### 2 注意事項

- (1) 調査時における事故防止に努めること。
- (2) 路上に駐停車する場合は、必要に応じ非常点滅表示等を活用すること。
- (3) 一般車両の交通の妨げとならないよう配慮すること。
- (4) 消火栓スピンドル又は防火水槽補給水管の急激な開閉は、上水道の濁りの原因となるため、開閉は徐々に行うこと。

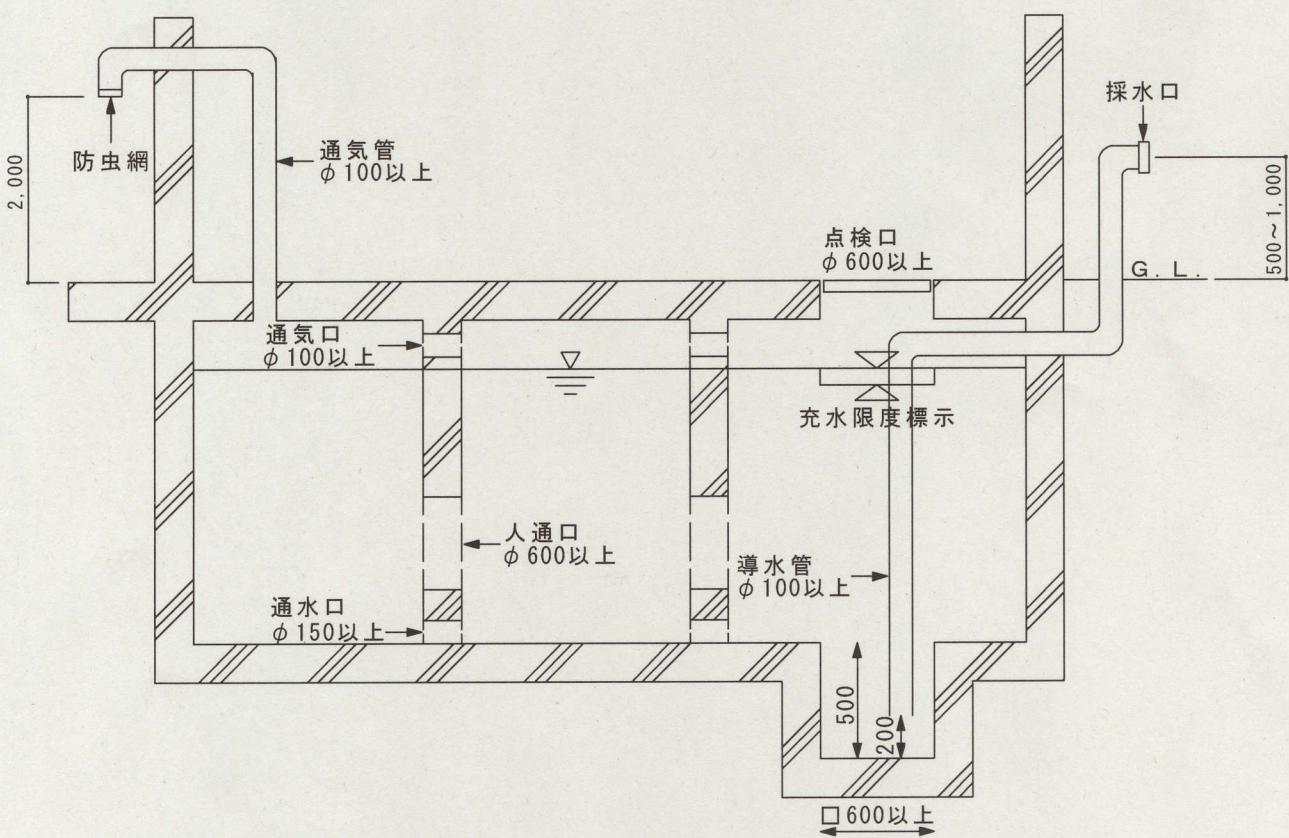
別図 1

単位：ミリメートル

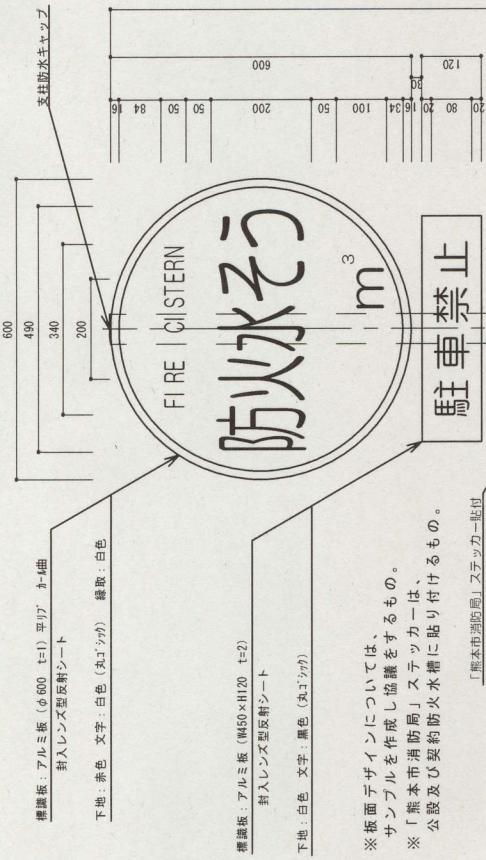
地中ばり防火水槽



採水装置併設の場合

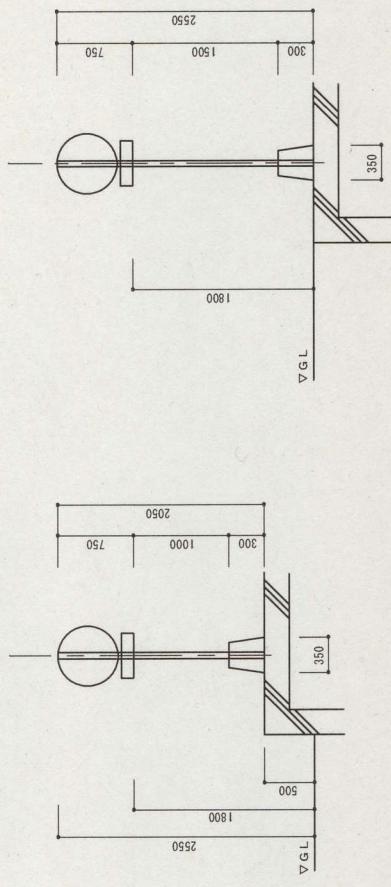


## 防火水槽標準図

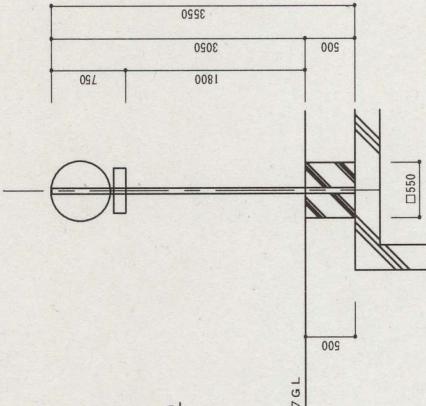


半地下式 (G.L.面より天端が上がっている場合)

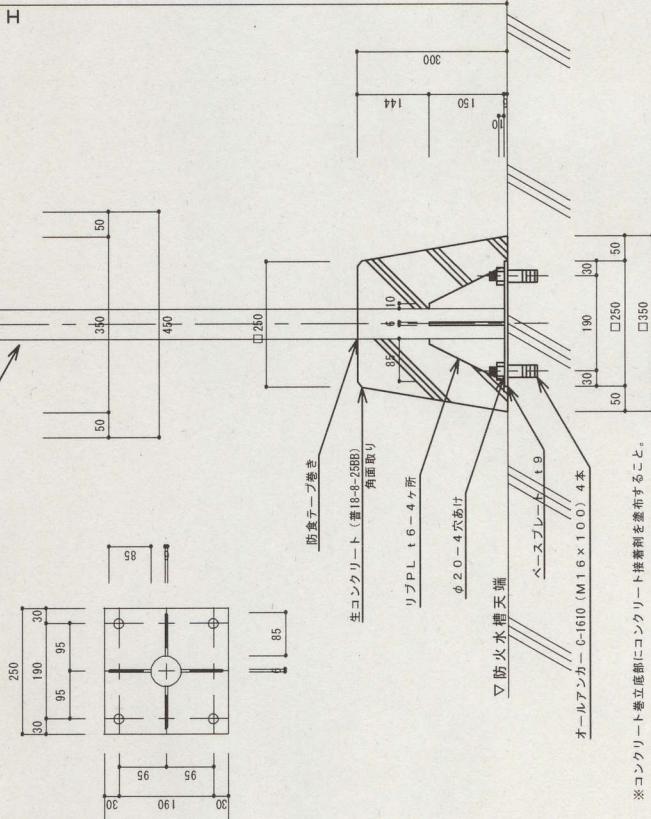
半地下式 (G.L.面と天端が同じ高さの場合)



地下式 (G.L.面より天端が下がっている場合)



## 土中建込用コンクリート基礎



（設計風速 V=40(m/sec)  
※防火水槽天端上に基盤を設置する場合、「鞋革禁止」板下に1000の時。  
コアト容積は15m以上とする。その際、基礎鉄石の施工は不要。

※平面上の設置位置については、担当課と協議を行いうもの。  
※この圖面はあくまでも標準図のため、現場にそぐわない場合は、担当課と協議を行うもの。

※コンクリート巻立底部にコンクリート接着剤を塗布すること。  
オールアンカー C-1610 (M 1.6 x 10.0) 4本  
△ 防火水槽天端  
リブPL t 6 - 4ヶ所  
φ 2.0 - 4穴あけ  
ベースフレーム t 9  
△ 基礎鉄石 (再生クランクR-40)

別図3

## 採水装置

単位：ミリメートル

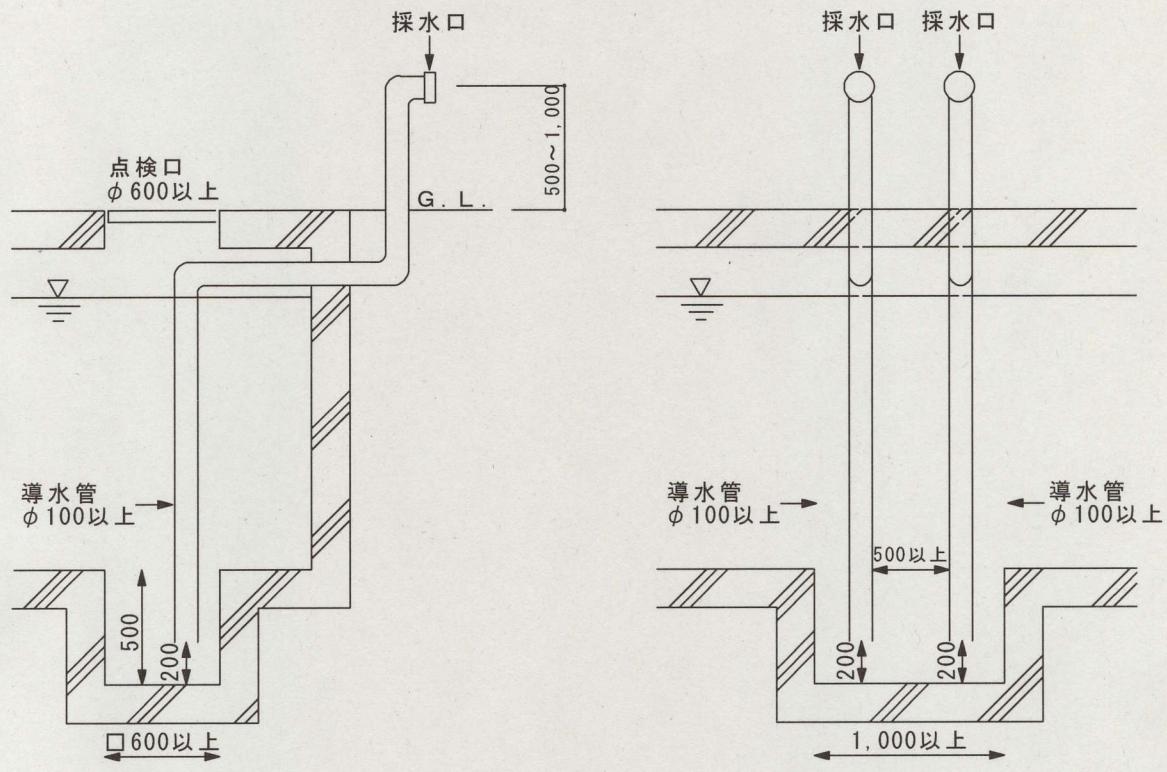
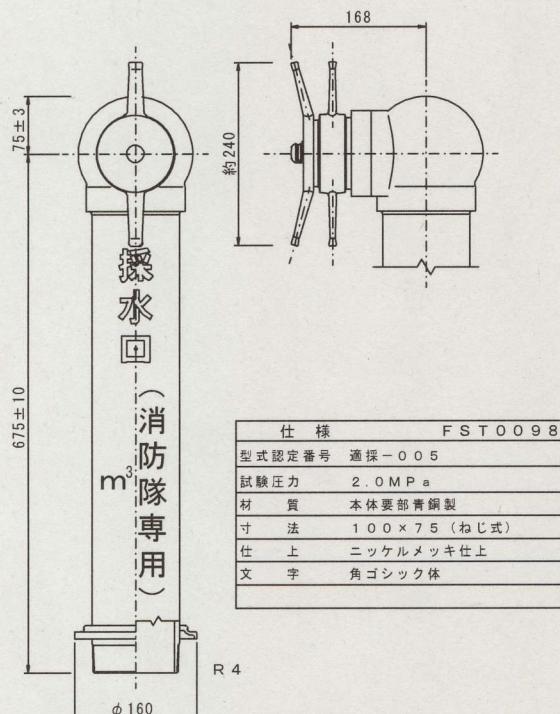
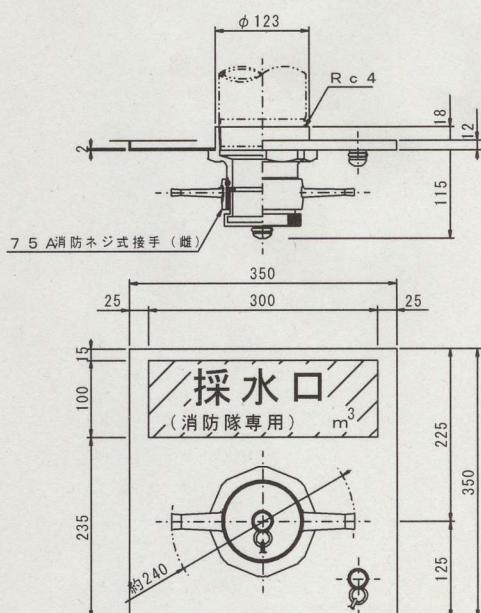
単口スタンド型採水口  
100A×75A単口壁埋込型採水口  
100A×75A

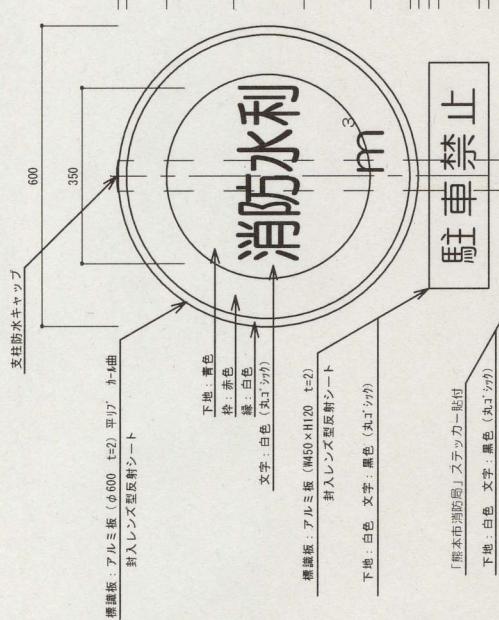
図 4

消防水利標識立面図(正面図)

消防水利標識立面上の「駐車禁止」の下端まで1000の場合

※点線及び括弧書きは、「駐車禁止」の下端までの1000の場合  
※この横面図(△=0~)を変えるもの

消防水利標識標準図



支柱: STIK-φ600, 5×t2, 3  
下地塗装ガリ+静電粉体塗装 (白色)

「熊本市消防局」  
馬主 禁止

消防  
水利

支柱防水キャップ

封入レンズ型反射シート

文字: 白色

下地: 黒色

下地: 白色 文字: 黒色

「熊本市消防局」ステッカー貼付

支柱: STIK-φ600, 5×t2, 3

下地塗装ガリ+静電粉体塗装 (白色)

消防水利標識立面図(側面図)

消防

水

利

標

識

立

面

図

側

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水

利

標

識

立

面

図

火

防

水